

環境プランナー評価・登録制度概要 第4版 (R100-003 2007.9.27 改定)

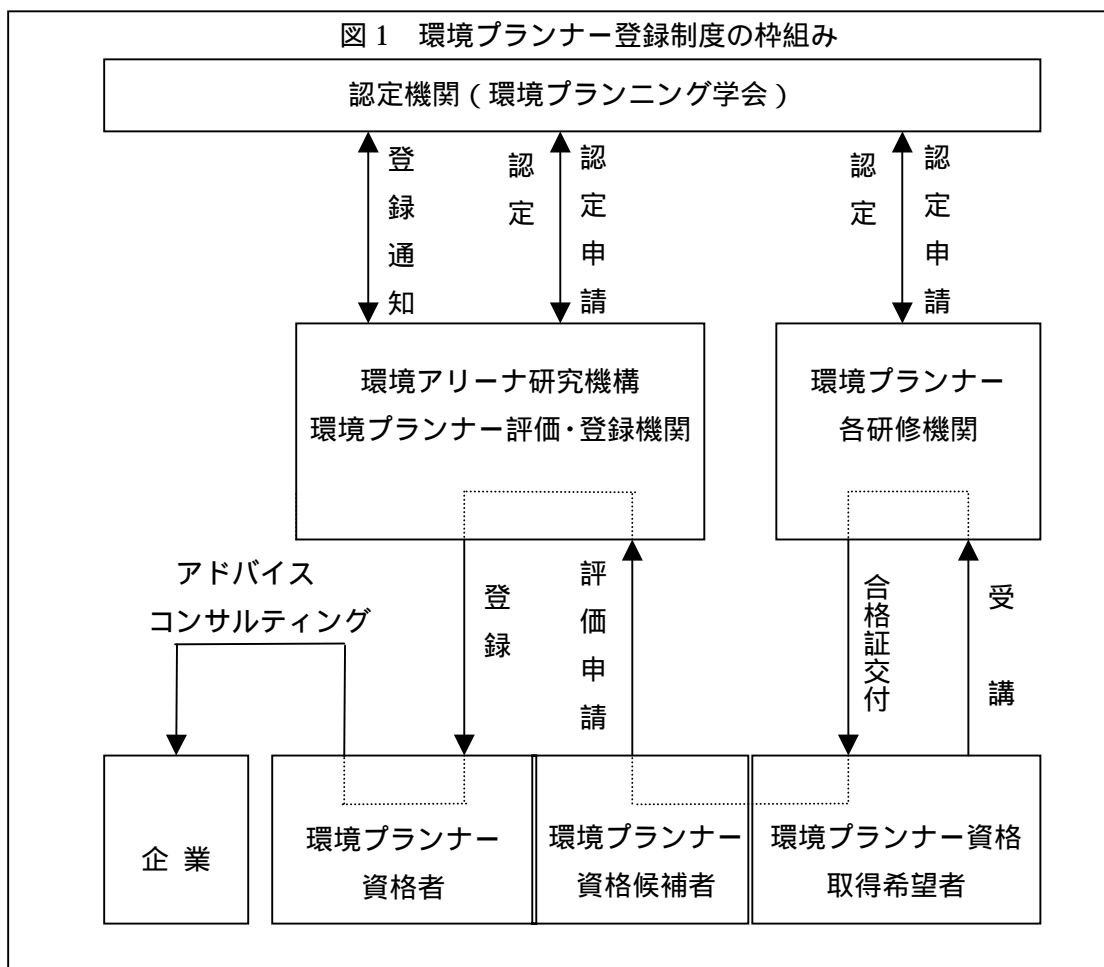
1. 環境プランナー評価・登録制度について

環境プランナーは、企業が環境問題に対処するために必要な各種の経営知識とそれに関連する実務、企業向けに環境全般のアドバイスができる能力が求められます。

評価・登録機関は、環境プランナーの資格基準を公表し、これに基づいて公正、公平な評価を行い、この資格基準に適合した環境プランナーを登録し、公表しています。

2. 環境プランナー評価・登録制度の枠組み

環境プランナー評価・登録制度の枠組みを図1に示します。



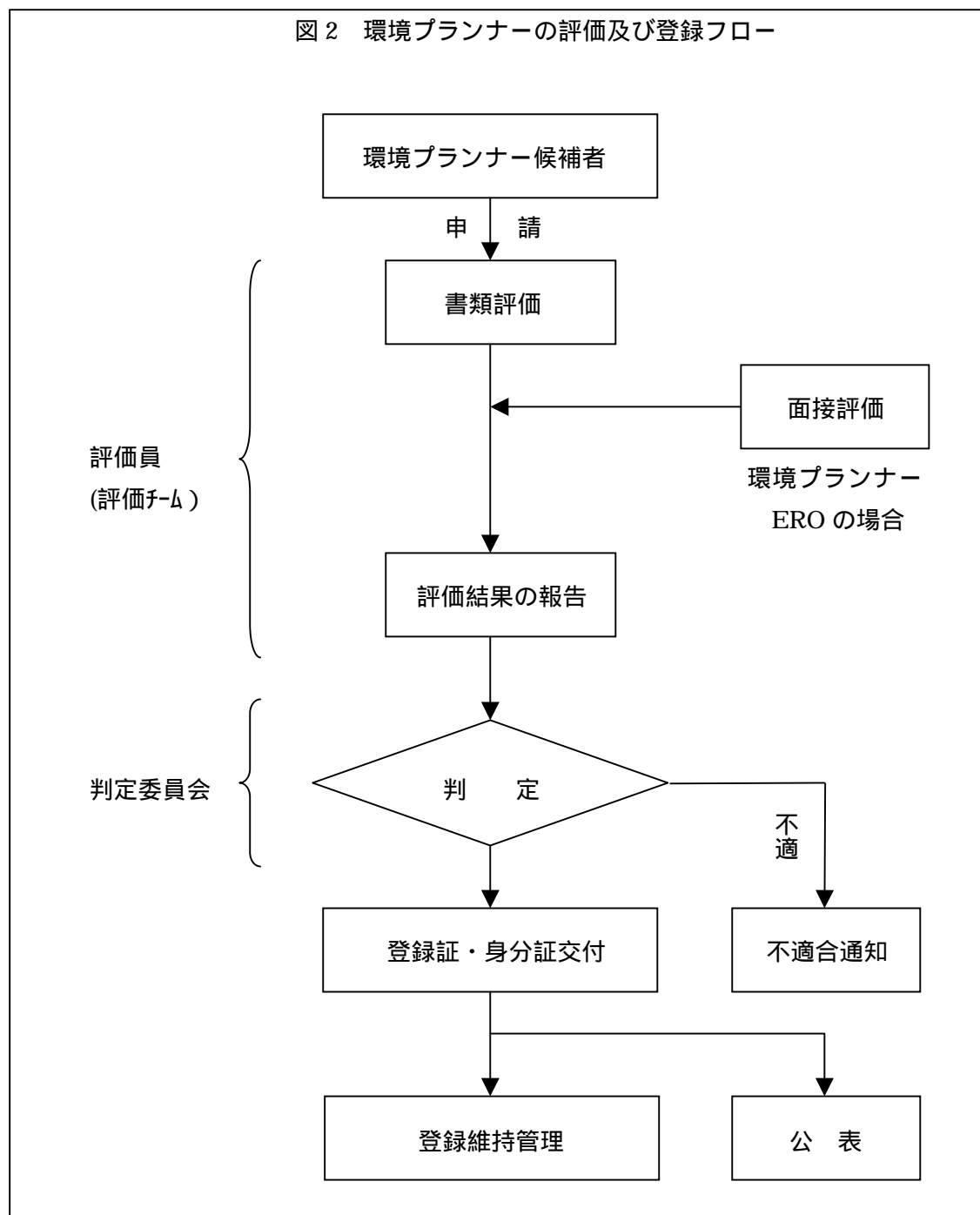
- 環境プランナー研修機関を認定・登録し公表する機能
- 環境プランナー評価・登録機関を認定・登録し公表する機能
- 環境プランナー登録希望者を評価・登録し公表する機能

3. 評価・登録機関が公表している基準一覧

- a) R101-004 環境プランナー資格基準
- b) R401-003 環境プランナー評価・登録制度のための手順

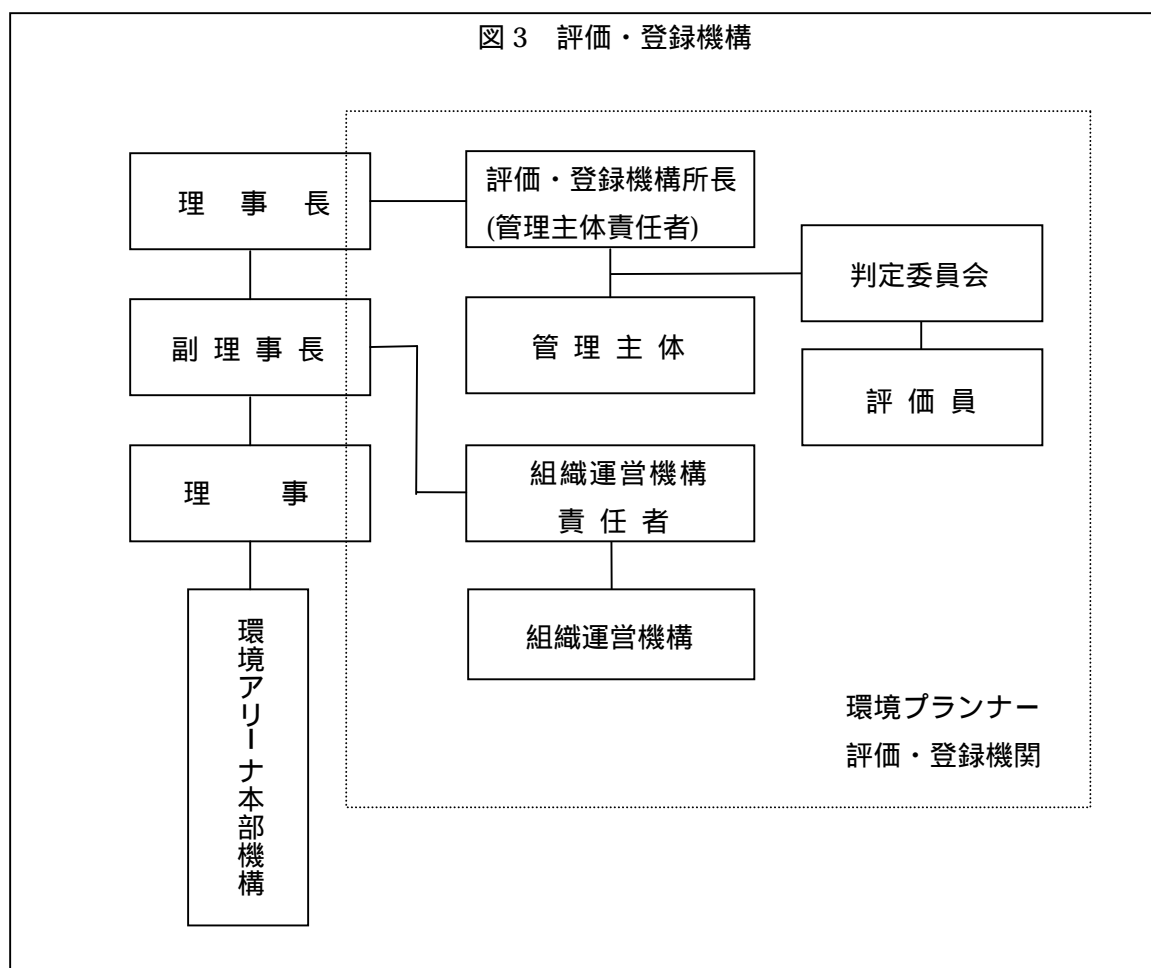
4. 環境プランナーの評価及び登録フロー

環境プランナーの評価及び登録フローを図2に示します。



5. 評価・登録機関の機構

判定委員会は、評価・登録機関である特定非営利活動法人環境アリーナ研究機構に属する機構ですが、評価・登録の客観性を確保するため、機関内の他の部門から独立した組織として設置されています。さらに公平で透明な業務運営を期するため、組織運営機構を設置して全体の業務運営の規格化及び円滑化を図ることとしています。判定委員会の機構を図3に示します。



- a) 評価・登録機関管理主体担当事務(評価・登録機関所長): 評価・登録機関の責任者です。組織運営機構に対し責任ある対応を果たすとともに、評価・登録業務の全てを統括します。
- b) 組織運営機構: 評価・登録機関の業務運営を公平性、透明性をもって行います。
- c) 判定委員会: 評価員の評価手順及び評価結果を審査、判定します。委員は学識経験者、環境プランナー研修機関、産業界の代表者等によって構成されます。
- d) 評価員: 2人1組で評価チームを編成し、環境プランナーの申請内容の調査及び評価を行います。